英語の長距離認可現象についての一考察

西 村 恵

This paper reviews the syntactic analysis proposed by Nishimura (2014) and presents some problems with it. The main claim of Nishimura (2014) is that licensing conditions and a make-up strategy based on a phase can handle NPI licensing and *wh*-phrase licensing in multiple *wh*-questions, and long-distance licensing phenomena can be accounted for under the Phase Theory. However, there still remain some problems to be solved. We will point a few things out about the issue in this paper.

1. はじめに

本論では、Nishimura (2014) において提案したNPI認可や多重wh疑問文に見られる長距離認可現象に対する統語分析に対し、フェイズ理論の観点から今後解決すべき問題についてまとめる。次節でNishimura (2014)の分析を概観し、3節で今後解決すべき問題を提示し、最後に4節で論をまとめる。

2. Nishimura (2014)

NPIは、(1a)のように同一文中に否定要素が必要で、(1b)のように否定要素がなければ非文法的である。また、NPIは(2)のように埋め込み節内にも生起可能である。このようにNPIが埋め込み節内に生起しても文法的であることを考えると、NPIは節を超えて否定要素から認可を受けることが可能であると言える。

- (1) a. John did not eat anything.
 - b. *John eat anything.
- (2) He doesn't believe that *anyone* attended the party. (西岡 (2007: 129))

同様のことが、(3)と(4)に示す英語の多重wh疑問文にも当てはまる。(3a)のように、多重wh疑問文は同一文中に二つ以上のwh句が必要であり、英語の場合、一つのwh句は文頭へ移動するが、他方のwh句は元位置に留まる。また(4)のように二つのwh句が異なる節に生起することも可能である。

- (3) a. Who saw what?
 - b. *You saw what? (non-echo reading)
- (4) a. Who got jealous because I spoke about what? (Stroik (1992: 134))
 - b. Who likes books that criticize what? (Stroik (1996: 86))
 - c . Who believes that who is going to leave? (ibid.)

このような事実から、Nishimura (2014)では、NPIとwh-in-situ句は統語的に同様に扱うことが可能であるという想定のもとで、両要素は同一文中に意味的共有関係を持つ要素により認可されると主張し、このような意味的共有関係に基づく認可関係に対する一般的な認可条件として(5)を提案した。

(5) Licensing Condition for Elements Requiring Some Semantic Sharing

The licensing relation can be built between a licenser and a licensee sharing the same/relevant interpretable feature in terms of c-command.

(Nishimura (2014: 103))

- (5) は認可関係がインターフェイス上で適切に解釈がなされるための統語的前提条件である。同じもしくは関連のある解釈可能素性を共有する認可子と被認可子の間で c統御関係が成立することにより、適切な認可関係が形成される。そして、(5) に基づき、個別の認可条件として、NPIの認可条件を(6)、多重wh疑問文のwh句の認可条件を(7)として提案した。
 - (6) Licensing Condition for NPIs

A syntactic object (SO) carrying [NPI] must be licensed by being c-commanded by a negative element (NE) with [NEG].

$$[NE_{[NEG]}... SO_{[NPI]}...] (NE_{[NEG]} > SO_{[NPI]})$$
 (ibid.: 103)

(7) Licensing Condition for Wh-Phrases in Multiple Wh-Questions

If there is more than one syntactic object

carrying [WH] in a sentence, a c-command relation between them must be built for licensing as a multiple *wh*-question.

まず、NPI認可については、(6) に基づき、(1a) の文法性は (8) のように説明される。(8a) でv*Pフェイズが形成される段階で、VP内のanythingがnotによりc統御されるため、(6) を満たす。(8b) でVPがTransferされ、インターフェイスにおいてanythingはNPIとして適切に解釈され、文法的となる。

(8) (1a)の統語派生

a. not $[v^*]$ John $[v^*]$ -eat [eat anything]

 $(not_{[NEG]} > anything_{[NIP]}) \Rightarrow (6) ok$

b. not [v*- John [v*-eat [eat anything]]]

(ibid.: 104)

次に、多重wh疑問文のwh句の認可については、(7)の認可条件に加えて (9)-(11)を提案した。(9)は節タイプを決定するパラメターで、(10)がそのパラメター設定である。これらの条件により、英語の場合、文中の一つのwh句が文頭のSpec-CPへ移動することにより、節タイプがwh疑問文であることが決定される。(9)と(10)に基づき、英語のwh疑問文のCの認可条件として (11)も提案し、英語ではwh疑問文として節タイプが決定されるために、Cは[WH]素性と[uQ]素性をもつwh句によって認可されなければならないことを規定した。つまり、英語の多重wh疑問文の場合、(7)と(11)が適切に満たされなければならない。

- (9) Clause-Typing Parameter (Nishimura (2013: 76)) In the case of a wh-question, a clause must be typed in either of two ways:
 - a. By wh-movement to Spec-CP
 - b. By the existence of a question particle on C
- (10) Clause-Typing Parameter Setting (ibid.: 125))
 - a. English: (9a) in terms of only one *wh*-phrase in a sentence
 - b. Japanese: (9b)
- (11) Licensing Condition for C in English Wh-Questions C must be licensed by a wh-phrase with [WH] and [uQ] moving to Spec-CP in order to be typed as a wh-question in English.

(Nishimura (2014: 105))

以上の仮定により、(3a) の多重wh疑問文の統語派生を (12) のように説明した。(12) に示すように、v*P内で

whatがwhoによりc統御されるため、(7)が満たされる。その後、whoが[uQ]を持つので、Spec-v*PからSpec-CPへ移動するため、(11)も満たされ、wh疑問文として節タイプが決定する。結果として、(3a)は適切な多重wh疑問文として解釈される。

(12) (3a)の統語派生

更に、長距離のNPI認可の事例である(2)の統語派生を説明するために、フェイズを中心とした派生構築のもとで働く新たなメカニズムとして、Nishimura (2013)に基づく(13)のTAKE-OVERを提案した。

(13) Make-up Strategy (TAKE-OVER)

A phase head takes over the interpretable feature [F] of a syntactically unlicensed element requiring some semantic sharing, when it transfers its domain which contains such an element.

- a. [HP H (= the phase head) [NP...Licensee][HP (= unlicensed)...]]
- b. [HP] H (=the phase head) [NP...Licensee[M]...]]

[F] **◄**-----[F] (TAKE-OVER) (ibid.: 103)

(13) は、(5) による認可を必要とする要素が認可されないままTransferされる場合、フェイズ主要部がその未認可要素の解釈可能素性を引き継ぐという操作である。もしその要素が未認可のままインターフェイスへ送り出されても適切な解釈を受けられない為、(13)はこのような状況を救うための救済策(Make-up Strategy)として働くと想定する。具体的には、(13a) でフェイズ投射(HP) が形成され、そのTransfer領域のXP内に未認可の被認可子が含まれると、(13b) でフェイズ主要部(H) がTransfer時にその解釈可能素性[F]を引き継ぐ。Hがその素性を担うため、次のフェイズで新たに認可子になり得る要素が生起すると、(5)による認可関係が形成される。

このように、(13)のTAKE-OVERを想定することで、 (2)の文法性が説明可能である。(2)の統語派生を(14)に 提示する。

(14) (2)の統語派生

- a. $[_{CP}$ C-that $[_{TP}$ anyone $[_{vP}$ (anyone) v*-attended $[_{attended}$ the party]]]]
- b. [CP C-that] [TP anyone [VP (anyone) v*-attended [NPI] ◀-----[NPI] (TAKE-OVER)
 [attended the party]]]
- c. not $[v^*]$ he $[v^*]$ -believe [believe [C]] C-that

[TP anyone attended the party]]]] $(not_{[NEG]} > C-that_{[NPI]}) \Rightarrow (6)$ ok (ibid.: 104)

(14a) で埋め込み節においてCPが形成され、(14b) でその TPがTransferを受ける際、その領域内のanyoneは未認 可なので、(13)のTAKE-OVERにより、Transferの際に C主要部がanyoneの [NPI]素性を引き継ぐ。(14c) で主節に[NEG]素性を持つnotが生起すると、埋め込み節の C主要部をc統御する。よって、(6)のNPIの認可条件が満たされ、インターフェイス上でNPIとして解釈されるため、(2) が文法的であると説明できる。

以上のような統語分析を行うことで、Nishimura (2014) においては、NPI認可や多重wh疑問文の長距離の認可現象をフェイズ理論の枠組みで適切に捉えられることを示した。

3. 問題

本節では、Nishimura (2014)の分析に対し今後解決すべき問題を提示する。まず、理論的問題として、(13)のTAKE-OVERの必要性を示す経験的証拠を提示する必要がある。Nishimura (2014)は、Chomsky (2004)以降のフェイズ理論の枠組みで議論を行い、(15)のようにフェイズごとにその領域が意味部門へ送り出される結果、インターフェイス上で解釈を受けるという考えに基づく。

- (15) 転送(Transfer)とフェイズ不可侵条件 (Phase Impenetrability Condition: PIC)
 - a. [HP ZP [H (=the phase head) [XP X...]]]
 - b. [HP ZP [H (=the phase head) [NP X...(Transfer)]]]

(15a)に示すように、フェイズHPが形成されると、(15b)でそのフェイズ主要部の補部XPがTransferの適用を受け、Transferにより送り出された領域内の要素は、統語派生から見えなくなるので、それ以降移動などの統語操作を受けることはできず、これはフェイズ不可侵条件(PIC)として規定されている。よって、Transfer後に統語操作に関与できるのは、フェイズ主要部Hとそのedge ZPのみである。(15)がフェイズごとに繰り返され、インターフェイスで適切な解釈がなされる。

従って、従来のように統語構造が完成した後に全体の意味構造を統合する文全体の構造表示としてのLFを仮定しないので、西岡(2010)においても指摘されているように、この想定のもとでは(2)のような長距離のNPI認可の文法性をどのように捉えるかが問題となる。そこで、Nishimura(2014)では、フェイズ理論の枠組みでこの問

題を解決するために、(13)のTAKE-OVERを提案した。 (2)を(16)として再掲する。

(16) [TP He doesn't believe [CP that-C TP anyone attended the party]] (=(2))

上述のように、従属節のCPができた段階で、TP内のanyoneは未認可のままTransferの適用を受けるので、その際にその解釈可能素性を従属節のフェイズ主要部であるCが継承し、その後主節に否定要素が生起した段階でその従属節のCがc統御される結果、(6)の認可条件が満たされる為、anyoneはNPIとして適切な解釈を受ける。このように、(13)のTAKE-OVERを提案したことにより、フェイズ単位で認可条件が満たされる結果、インターフェイスにおいて適切な解釈が行われるとすると、やはり認可関係もフェイズ理論で説明できると主張することができた。

しかし、Nishimura(2014)が前提としているような、全体の意味表示としてのLFを仮定せず、フェイズが形成されるごとにTransferが行われ、その段階ごとにインターフェイスで解釈がなされるという可能性とは違い、インターフェイスに統語構造が送られた後に、全体の意味表示を見ながら意味計算がなされるという可能性も考えられる。そこで、双方の可能性の検証を行い、前者の立場でTAKE-OVERが働くことを示す経験的証拠を提示した上で説明しなければならない。例えば、TAKE-OVERが起こる際に未認可要素の解釈可能素性を引き継いだCの形が通常のCとは異なるものとして具現化するというような、明らかにTAKE-OVERが必要であることを示す証拠を提示することで、Nishimura (2014)の主張はより強いものとなると考える。

更に、(13)のTAKE-OVERは大変強力な原理なので、NPI認可や多重wh疑問文の認可の他にどの現象が関わるのかを検証し、その対象を限定する必要がある。また、(5)の認可条件についても、その適用範囲についてより詳細な検証が必要である。(5)は何らかの意味的共有関係を持ち、c統御に基づく認可を必要とする要素間に対する認可条件であるが、(5)の認可条件が適用する対象として規定した「何らかの意味的な共有関係を必要とする要素」に当てはまるものとそうでないもの、そして、認可条件の中に含んでいるthe same/relevant interpretable featureというものを明らかにしなければならない。例えば、(17)の再帰形や(18)の代名詞の認可現象が、(5)のTAKE-OVERと(13)の認可条件に従うのかという問題が考えられる。

- (17) a. John, loves himself,
 - b. *John_i believes that Mary loves himself_i.

(17a)に示すように、再帰形も先行詞によるc統御に基づく認可なので、(5)による認可が可能であると考えられる。しかし、(17b)に示すように、再帰形は節を越えて先行詞による認可を受けることはできない。よって、この点を考慮すると、再帰形の認可は、(5)の認可条件には従うが、解釈可能素性は、語彙特性としてCPを越えての(13)のTAKE-OVERの適用はないと現段階では考える。

一方、代名詞の場合は、(18a)のように同一節内の認可は不可能で、(18b)のように節を越えた認可関係が必要となる。よって、代名詞の認可については、解釈可能素性は (13)のTAKE-OVERの適用を必ず受けなければならず、c統御による(5)の認可条件を満たさなければならないということになる。

- (18) a. *John; hurt him;
 - b. The boy, thinks that he, is honest.

つまり、再帰形は(5)の認可条件には従うが(13)のTAKE-OVERには従わず、代名詞は必ず(13)を満たした上で(5)を満たさなければならない。このように、同じc統御による認可が必要な現象であっても、(5)と(13)について適用の状況は異なる。よって、(5)と(13)が適用する現象と適用しない現象を精査し、どのような現象が関わるのか、またそれを線引きする要因は何なのかを明らかにしていかなければならない。

また、多重wh疑問文についての更なる考察として、(19)のようにwhyやhowが多重wh疑問文に生じることができない事例についても説明を与えなければならない。

- (19) *Who came why?
- (5)に基づく(7)の認可条件には、同じ解釈可能素性を持

つ要素間での認可関係が対象となる。この考えに沿うと、(19)のwhyはwhoとは異なる解釈可能素性を持つか、もしくは解釈可能素性を持たないため、(7)の認可条件を満たすことができず、非文となると説明が可能であるかもしれない。この点についても、より精査していきたい。

4. まとめ

以上のように、本論では、Nishimura (2014)において、これまでフェイズ理論で扱われてこなかった長距離の認可現象について新たな提案を行うことで、フェイズ理論の枠組みにおいてもNPI認可や多重wh疑問文のwh句の認可も説明することができることを示したが、更に解決すべき課題があることを提示した。結果として、フェイズ理論が長距離認可現象一般への説明に寄与することが可能であることを示すために、今後の課題に積極的に取り組んでいきたい。

参考文献

- Chomsky, Noam (2008) "On Phases," Foundational Issues in Linguistic Theory: Essays in Honor of Jean-Roger Vergnaud, ed. by Robert Freidin, Carlos P. Otero and Maria Luisa Zubizarreta, 133-166, MIT Press, Cambridge, MA.
- Nishimura, Megumi (2013) A Derivational Approach to Multiple Wh-Questions in English, Doctoral dissertation, Kyushu University.
- Nishimura Megumi (2014) "Long-Distance Phenomena and Phase Theory," *JELS* 31, 102–108, The English Linguistic Society of Japan.
- 西岡宣明(2010)「文否定と否定素性移動」『否定と言語 理論』,加藤泰彦・吉村あき子・今仁生美(編), 51-73、開拓社、東京.